

定 款

社会福祉法人 清幸会

社会福祉法人清幸会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ)特別養護老人ホームの経営
- (ロ)軽費老人ホームA型の経営
- (ハ)軽費老人ホームケアハウスの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ)老人デイサービス事業の経営
- (ロ)老人短期入所事業の経営
- (ハ)老人居宅介護等事業の経営
- (ニ)生活困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ホ)認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヘ)生活困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人清幸会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を埼玉県行田市大字須加1563番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員に代わり、新たに選任された評議員の任期は、退任した前任の評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署

名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上10名以内を置く。

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を順守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で年2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

（構成）

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述

べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 埼玉県行田市大字須加字久保内1563番地所在のケアハウス緑風苑(別館)宅地1筆
(2,915㎡)

(2) 埼玉県行田市大字須加字久保内1562番地所在のケアハウス緑風苑(別館)宅地1筆
(1,074㎡)

(3) 埼玉県行田市大字須加字番塚1529、1530、1531、1532、1555、1556番地所在の緑風苑宅地6筆(13,309㎡)

(4) 埼玉県行田市向町293、295番地宅地2筆(1,041.31㎡)

(5) 埼玉県行田市大字須加字久保内1562、1563番地所在の建物ケアハウス緑風苑(別館)鉄筋コンクリート造(一部3階)(2,695.5㎡)

(6) 埼玉県行田市大字上池守748-1、749-1、749-3、750-1番地所在の建物行田グリーンホーム鉄筋コンクリート造(5階建)(3,177.82㎡)

(7) 埼玉県行田市大字須加字番地1529、1530、1531、1532、1542、1555、1556番地所在の建物特別養護老人ホーム緑風苑、ケアハウス緑風苑、行田市在宅介護支援センター緑風苑、緑風苑デイサービスセンター、介護老人保健施設グリーンピア鉄筋コンクリート造(一部3階)(10,561.88㎡)

(8) 埼玉県行田市向町295、293番地所在の建物緑風苑グループホーム百花鉄筋コンクリート造(2階建)(680.01㎡)

(9) 埼玉県行田市大字佐間野合1469番地1、1471番地1所在の建物緑風苑デイサービスセンターうららか鉄骨造(2階建)(999.25㎡)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、行田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、行田市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第38条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第39条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業の経営
- (2) 訪問入浴介護事業の経営
- (3) 居宅介護支援事業の経営
- (4) 短期入所療養介護事業の経営
- (5) 通所リハビリテーション事業の経営
- (6) 地域包括支援事業の経営
- (7) 特定施設入居者生活介護事業の経営
- (8) 介護老人保健施設事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出され

たものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、行田市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を行田市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人清幸会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	川 島	清
理 事	須 加	元 治
〃	中 川	直 木
〃	吉 田	親 男
〃	永 沼	運 造
〃	松 村	昇 之 助
〃	野 口	昭 二
〃	川 島	幸 子
監 事	森	茂 昭
〃	新 井	友 一

- 1 この定款は昭和53年10月11日より施行する。
- 2 この定款は昭和59年2月18日より施行する。
- 3 この定款は平成元年10月18日より施行する。
- 4 この定款は平成12年5月16日より施行する。
- 5 この定款は平成14年6月14日より施行する。

- 6 この定款は平成15年4月1日より施行する。
- 7 この定款は平成17年4月1日より施行する。
- 8 この定款は平成18年4月1日より施行する。
- 9 この定款は平成19年4月1日より施行する。
- 10 この定款は平成20年6月1日より施行する。
- 11 この定款は平成21年10月10日より施行する。
- 12 この定款は平成24年11月19日より施行する。
- 13 この定款は平成25年7月18日より施行する。
- 14 この定款は平成27年1月16日より施行する。
- 15 この定款は平成29年4月1日より施行する。

社会福祉法人清幸会定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人清幸会（以下「法人」という。）の定款第44条の規定により、法人の組織運営について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第2条 定款第5条に定める定数とし、常に理事の総数を超えるものとする。

- 2 理事長は、評議員選任後、すみやかに評議員名簿を作成し、これを保存する。
- 3 評議員の欠員補充については、定款第6条の規定を準用して、すみやかに欠員を補充する。
- 4 評議員は、任期の満了となる定時評議員会の前理事会等において、別段の提案等がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(評議員の義務)

第3条 評議員は、法令、定款及び法人が定める規範、規定等を順守し、法人の為に忠実かつ注意義務をもって職務を遂行しなくてはならない。

- 2 やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(評議員の権限)

第4条 評議員は、当該評議員会の4週間前までに、評議員会で議題とする事項を請求することができる。また、議題の範囲において議案を提案することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第5条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(種類及び開催)

第6条 評議員会は、定款第12条のほか、臨時評議員会の2種とし、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が招集する。

- 2 臨時評議員会は、必要な都度開催する。
- 3 定時評議員会は、理事会にて定時評議員会の決議事項を提案し、その決議から2週間、計算書類等を主たる事務所に備え置く時期を空けた、それ以降に開催する。
それ以外の評議員会は招集する決議の理事会から、1週間以上を空けて開催する。

4 評議員は、評議員会の目的である事項及び召集の理由を理事長に対して示し、評議員会の開催を請求する事ができ、請求から6週間以内の日を評議員会とする招集通知が発せられない場合、当該請求者が諸官庁の許可を得て開催する事ができる。

(招集の手続)

第7条 評議員会を招集するときは、定時評議員会は開催日の2週間前までに、その他の評議員会においては開催日の1週間前までに、各評議員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の9第4項の規程により評議員が評議員会を招集する場合には、その評議員は、前項に掲げる事項を定め、招集の通知をしなければならない。

4 評議員は、評議員会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

5 評議員の全員の同意があれば、招集手続を省略して、評議員会を開催する事ができる。

(定足数)

第8条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会議長)

第9条 評議員会に議長を置き、議長は開催の都度、出席した評議員の互選で決めるものとする。

2 議長は、開会の宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を確認し、評議員会に報告する。

3 前項の報告は、この法人の事務局員をして行わせることができる。

(役員等の出席)

第10条 役員等は、当該議題に関する事項の報告又は説明の必要がある場合は、評議員会議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

2 当法人の事務局員は、理事及び監事を補助するため、評議員会議長の許可を得て評議員会に出席することができる。

3 評議員会は、必要に応じて、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(議題の付議)

第11条 評議員会議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 評議員会議長は、定款第14条第2項に規定する場合を除き、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事長等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、理事長等に対し、当該議題事項について報告又は説明を求

めるものとする。この場合、理事長等は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 評議員は評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合または実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

(説明義務者)

第13条 評議員からの業務執行に関する質問については、理事長等が説明を行うものとする。

- 2 評議員からの監事業務に関する質問については、各監事が説明を行うものとする。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができるものとする。

- 3 理事長等は、評議員個々からの質問について、評議員会議長の許可を得て、補助者に説明させることができるものとする。

- 4 理事長等又は監事は、質問が次の事由に該当するときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が、評議員会の目的事項に関しないものであるとき。
- (2) 説明するために調査をすることが必要であるとき。
- (3) 説明をすることによりこの法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなるとき。
- (4) 質問が重複するとき。
- (5) その他正当な理由があるとき。

(一括説明)

第14条 理事長等及び監事又は補助者は、評議員からの質問に対して、一括して説明することができる。

(決議)

第15条 定款第14条2項に定める各号のほか、解散について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 評議員会で次の事項の決議について、法人のホームページの利用により、遅滞なく次の事項を公表する。

- (1) 定款の認可を受けたとき、もしくは定款の変更の認可を受けたとき又は変更の届出をしたときは、定款の内容
- (2) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準
- (3) 貸借対照表、収支計算書
- (4) 役員名簿及び事業概要
- (5) その他、省令第2条41で定める事項を記載した書類

(採決の方法)

第16条 評議員会議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終

了を宣言し、採決を行うものとする。

- 2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決を行うことができる。ただし、理事又は監事を選任する議案について採決を行うときは、候補者ごとに採決を行うものとする。
- 3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によっても行うことができる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。
- 4 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。
- 5 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(閉会)

第17条 評議員会議長は、すべての議事を終了したとき又は日を改めての開催が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

第18条 定款第15条によって作成された議事録は、会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録の配布)

第19条 評議員会議長は、欠席した評議員に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

第4章 役員

(役員の義務)

第20条 役員は、法令、定款及び法人が定める規範、規定等を順守し、法人の為に忠実かつ注意義務をもって職務を遂行する。

- 2 監事は、理事会ならびに評議員会に出席し、必要があるときは意見を述べなくてはならない。
- 3 やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

(監事の権限)

第21条 監事は、理事がこの法人の目的外の行為、その他法令、定款に違反する行為をし、これによりこの法人に著しい損害が生ずる恐れがある場合には、理事に対し、その行為の差し止めを請求することができる。

第5章 理事会

(監事の出席)

第22条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第23条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(議決事項)

第25条 この理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 業務執行の決定（事業計画ならびに予算及び補正予算等）

(3) 理事の職務の執行の監督

(4) 規程の制定、廃止又は改正に関する事項

(5) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(6) その他法人の業務に関する事項

(報告事項)

第26条 理事会へ報告すべき法人の業務は次のとおりとする。

(1) 監事の監査結果

(2) 監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況）

(3) 日常の業務として理事会が別に定め理事長が自ら専決する事項

(4) 理事又は監事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとき。

(5) その他役員から報告を求められた事項

(招集権者)

第27条 定款第27条に定めるほか、前条第26条3項3号による場合は、その請求者が理事会を招集する。

3 理事全員が改選された直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集の手続)

第28条 理事会を招集するときは、理事会の開催の1週間前までに、各役員に対して招集通知を発しなければならない。

2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び目的事項を記載した書面をもって行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(出席の有無の届出)

第29条 役員は、理事会の招集通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ招集権者に届け出なければならない。

(議長)

第30条 理事会に議長を置き、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、業務執行理事が議長の代理を行う。

3 前項の理事長及び業務執行理事が欠けたとき又は理事長及び業務執行理事に事故あるときは、理事の中から互選で議長を選出し、議長の代理を行う。

(出席状況の報告)

第31条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事、監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、この法人の事務局職員をして行わせることができる。

(定足数)

第32条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議題の付議)

第33条 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第34条 議長は、議題を付議した後、理事又は監事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。

(決議)

第35条 議長は、採決に先立って議題、議案、自己の議決権の行使に関するいかなる意見を述べることにはできない。その議決権は、採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に算入することができる。

(決議の省略)

第36条 定款第28条2項の方法により、決議の省略をすることができるが、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(採決の方法)

第37条 議長は、議案について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決するものとする。

2 議長は、一括して付議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事長を選定する議案を採決するときは、候補者ごとに採決するものとする。

3 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。ただし、前項のただし書きの場合は、挙手によるものとする。

4 議長は、採決が終了したときは、その結果を理事会に宣言しなければならない。

(議決権の委任禁止及び行使の制限)

第38条 理事は、理事会に出席できない事由のいかんを問わず、その議決権を他の理事に委任してはならない。

(閉会)

第39条 議長は、すべての議事を終了したとき又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(延期又は続行)

第40条 理事会を延期又は続行する場合は、理事会の決議による。

2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに役員に通知しなければならない。

4 延会又は継続会の日は、当初の理事会の日より2週間以内の日としなければならない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日付及び場所
- (2) 理事の総数及び現在数
- (3) 会議に出席した役員の氏名
- (4) 会議に付議された事項及びその内容
- (5) 議事に経過の要領及びその結果

2 前項の議事録は、その会議の日から10年間、この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席した理事への報告)

第42条 理事者は、理事会に欠席した理事に対して議事の経過の要領及びその結果を記録した書面を理事会終了後遅滞なく送付するものとする。

第6章 監事監査

(監査の実施)

第43条 定款第34条に規定する監事の監査は、収支計算書等を理事長が作成した後、速やかに(毎年6月末までの定時評議員会の前日までに)実施するものとする。

2 監事は、前項の監査のほか、必要があると認められるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

3 監事は、前2項の監査を実施するときは、あらかじめ監査事項を決めておくものとする。

(監査事項)

第44条 監事は次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

- (1) 起案書等重要な文書
- (2) 重要又は以上な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- (3) この法人と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (6) 評議員会に提出すべき議案及び書類
- (7) 事業報告書等
- (8) その他監事が監査上必要とする事項

(会計方針等に関する意見)

第45条 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

(監査報告書)

第46条 監事は、日常の監査を踏まえ、法令及び定款等の規定に従い、監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、署名又は記名押印するものとする。

3 監事は前項の監査報告書を理事に提出する。

(監査の費用)

第47条 監事は職務執行のため必要と認める費用をこの法人に対して請求することができる。

第7章 理事及び監事の選任

(選任手続)

第48条 理事長は、理事又は監事（以下、「役員」という。）の任期満了直前までに、次期役員となるべき候補者を選考しなければならない。

2 理事長は、選考にあたり、次期役員となるべき者が法令等で定める欠格事項に該当していないかを確認するため、事前に身分証明書、宣誓書及び履歴書の提出を受けるものとする。また、監事は、社会福祉事業及び財務管理について識見を有するものが、それぞれ1名以上含まれることとなるよう確認しなくてはならない。

3 重任となる役員にあつては身分証明書の提出を省略することができる。

4 役員候補者は、理事会において提案され、理事長が評議員会を招集し、推薦する。

5 役員は、任期の満了となる定時評議員会までにおいて、別段の提案、決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

6 理事長は、評議員会において選任された役員に対し委嘱状を交付するものとする。

7 委嘱状を交付された役員及び評議員は、速やかに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。

（欠員の補充）

第49条 役員の欠員補充については、定款第17条の規定を準用する。

（役員名簿及び評議員名簿）

第50条 理事長は、役員の選任後速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した役員名簿を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 役員の役職名
- (2) 役員の氏名並びにその生年月日又は年齢
- (3) 役員の住所及び職業
- (4) 現在の任期の開始年月日及びその満了年月日
- (5) 代表権の有無

2 前項中本文及び第2号から第5号までの規定は、評議員の選任についても適用する。

この場合において、同項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第8章 資産及び会計

（余剰金が出た場合の処分）

第51条 定款39条に定める事業から余剰金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

（基本財産の処分）

第52条 定款31条に定める、基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときの理事会の承認は、理事の総数の3分の2以上の同意が得るものとする。

（特別会計）

第53条 この法人は、特別会計を設けることができる。

第9章 定款の変更

(変更等)

第54条 この細則を変更しようとするときは、理事会において定め、評議員会にて承認する。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 定款及び定款細則に電磁的記録等とは、法で定められた方法によるものとする。

(事務局)

第56条 定款及び定款細則に定める、評議員会及び理事会、監事監査等の運営を円滑に行うために事務局を置く。

2 事務局の運営のための担当者を1名配置し、本部事務長がこれにあたる。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

この細則は、平成29年4月1日から施行する。